

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	大阪市中央区北浜東3-9					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	郵便局株式会社近畿支社 近畿支社長 日高 信行					
事業者の主たる業種	郵便局事業（郵政グループ3社の代理店業務）					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	平成20年 4月 ～ 平成23年 3月					
基本方針	郵便局株式会社の事業活動に伴って発生する平成22年度の二酸化炭素排出量を平成19年度排出レベルから5%削減する。					
推進体制	郵便局の長は、定められた「省エネルギー実施手続」に基づき自局における省エネルギーの推進を図り、決められた数値目標の達成に取り組む。					
	環境マネジメントシステム名称					
	適用範囲					
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	取得年月日					
	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	20	社屋管理	平成20年度における郵便局施設の単位面積当たりの電気使用量を平成18年度比で2.6%削減する。			
温室効果ガスの排出量等	20	社屋管理	平成20年度における郵便局施設の単位面積当たりの燃料（灯油・ガス）使用量を平成18年度と同等とする。			
	排出区分	基準年度（実績） （平成19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （平成22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）		
	A 事業所等排出区分	3,362 t	3,193 t	-5.0 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	t	t	%		
	排出合計	*1 3,362 t	*2 3,193 t	-5.0 %		
目標設定の考え方	日本郵政グループ環境ビジョンに基づく郵便局株式会社全体のCO2削減目標は、平成20年度から平成24年度の5年間で8.2%削減（対18年度比）であることから、1年当たりの平均削減率を今回の目標年度までの年数（3年）に乗じて算出した。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方						
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）				
		取組量等				
		（二酸化炭素換算）				
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）		t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m ³	（削減量）		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（発電量）	kwh	（削減量）		t
	グリーン電力の購入	（熱供給量）	GJ	（削減量）		t
	家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分の購入	（購入量）	kwh	（削減量）		t
削減量等合計			*3	t		
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）			
	*1 3,362 t	（*2）-（*3） 3193 t	-5 %			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動						
特記事項	郵政グループ環境ビジョン（平成20年度から平成24年度の5年間で二酸化炭素排出量をグループ全体で平成18年度比15%削減する。）に基づき、郵便局株式会社としての最終目標を平成18年度比8.2%削減に設定し、これを確実に達成するために「省エネルギー実施手続」を定め、各施設において省エネルギーの推進に取り組む。					

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

注3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

注4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。

注5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。